

# 災害医療対策事業等実施要綱

## 第1 災害拠点病院整備事業

### 1 目的

この事業は、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院をいう。以下同じ。）を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。

- (1) 被災した際の、被害状況、診療継続可否等の情報の、広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等を用いた都道府県災害対策本部への共有機能
- (2) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- (3) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- (4) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- (5) 被災しても早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含む平時からの備えの実施

### 2 事業の実施主体

都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

### 3 設置方針

- (1) 基幹災害拠点病院  
原則として各都道府県に一か所設置するものとする。
- (2) 地域災害拠点病院  
原則として二次医療圏に一か所設置するものとする。

### 4 事業内容

- (1) 災害拠点病院として、必要な施設を整備するものとする。
  - ア 病棟（病室・集中治療室等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、エックス線室、手術室、人工透析室等）、災害時における患者の多数発生時に対応可能な居室等及び簡易ベッド等の備蓄倉庫
  - イ 診療に必要な施設は耐震構造であること。
  - ウ 電気等の生活必需基盤の維持機能

- (ア) 非常用自家発電設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な燃料の備蓄又は自然エネルギーの活用等による蓄電機能を有するものに限る。）
- (イ) 給水設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な水を確保するための受水槽又は地下水利用のための設備）
- エ 基幹災害拠点病院においては、災害医療の研修に必要な研修室
- オ 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。  
やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。
- (2) 災害拠点病院として、必要な診療設備等を整備するものとする。
  - ア E M I Sの端末
  - イ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
  - ウ 患者の多数発生時用の簡易ベッド
  - エ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等設備
  - オ 建物内への灰の浸入を防ぐための自家発電装置、換気器具等への防塵フィルター等の設備
  - カ 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣に必要な緊急車輛（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条に定める緊急自動車に該当するものに限る。）
  - キ 地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施するために必要な訓練用資機材

## 第2 災害拠点精神科病院等整備事業

- 1 目的 この事業は、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な災害拠点精神科病院を整備すること及び災害時等の緊急時において、災害発災からおおむね48時間以内に被災都道府県等において活動できるDPAT（以下「DPAT先遣隊」という。）を有する病院に、同隊が被災地域で活動する上で必要な診療設備等を整備することにより、災害時の精神科医療を確保することを目的とする。
  - (1) 被災した際の、被害状況、診療継続可否等の情報の、E M I S等を用いた都道府県災害対策本部への共有機能
  - (2) 医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神科医療を行うための診療機能
  - (3) 精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難所としての機能
  - (4) 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の派遣機能
  - (5) 被災しても早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含む平時からの備えの実施

## 2 事業の実施主体

都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点精神科病院及びD P A T先遣隊を有する病院で厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする（ただし、4 事業内容（1）については地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

## 3 災害拠点精神科病院設置方針

人口規模や地理的条件、都道府県における精神科医療の提供体制の実態などを考慮し、都道府県ごとに必要な数を整備するものとする（少なくとも各都道府県内に1カ所以上を整備するものとする。）。

## 4 事業内容

(1) 災害拠点精神科病院として、必要な施設を整備するものとする。

ア 診療に必要な施設は耐震構造であること。

イ 電気等の生活必需基盤の維持機能

(ア) 非常用自家発電設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な燃料の備蓄又は自然エネルギーの活用等による蓄電機能を有するものに限る。）

(イ) 給水設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な水を確保するための受水槽又は地下水利用のための設備）

(2) 災害拠点精神科病院及びD P A T先遣隊を有する病院として、必要な診療設備等を整備するものとする。

ア E M I S及び災害時診療概況報告システムの端末

イ D P A T先遣隊の携行式の応急用医療資機材、応急用医薬品、衛星電話等

## 第3 医療施設土砂災害防止施設整備事業 略

## 第4 医療施設等耐震整備事業

### 1 目的

この事業は、医療施設等の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図ることを目的とする。

### 2 事業の実施主体

(1) 医療機関の場合

ア 補強が必要と認められる建物を有する救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者（以下「厚生労働大臣が認めるものの開設者」という。ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次

救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。

イ 構造耐震指標である  $I_s$  値が 0.4 未満の建物を有する厚生労働大臣が認めるものの開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

ウ 構造耐震指標である  $I_s$  値が 0.3 未満の建物を有するものの開設者（ただし、厚生労働大臣が認めるものの開設者及び地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

(2) 看護師等養成所の場合

ア 補強が必要と認められる建物を有する保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（ただし、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校は除く。）（以下「看護師等養成所」という。）の開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

イ 構造耐震指標である  $I_s$  値が 0.3 未満の建物を有する看護師等養成所の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

(3) 補強が必要と認められる建物を有する平成 7 年に施行された地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条に基づいて都道府県知事が作成した 5 箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

補助対象医療施設等に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備とする。

4 交付条件

2 (1) ウにおいて構造耐震指標である  $I_s$  値が 0.3 未満の建物を有する病院の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を 10% 以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、都道府県の医療計画上病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

第 5 医療施設耐震化促進事業 略

第 6 NBC 災害・テロ対策設備整備事業 略

第 7 防災訓練等参加支援事業 略

第 8 DMAT 活動支援事業 略

第 9 DMAT 訓練事業 略

## 第10 災害医療コーディネーター研修事業 略

## 第11 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業 略

## 第12 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

### 1 目的

この事業は、災害により長期の停電又は断水が発生しても病院の診療機能を維持するために必要な電気及び水を確保できるよう、非常用自家発電設備及び給水設備の整備強化等を図ることを目的とする。

### 2 事業の実施主体

- (1) 救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所（病床を有する診療所に限る）、周産期母子医療センター、医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院（以下「地域医療支援病院」という。）、同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院（以下「特定機能病院」という。）の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。
- (2) 国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所（病床を有する診療所に限るものとする。）の開設者とする。
- (3) 病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設の開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとし、診療所については、病床を有する診療所に限るものとする。）。

### 3 事業内容

#### (1) 非常用自家発電設備

非常用自家発電設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な燃料の備蓄又は自然エネルギーの活用等による蓄電機能を有するものに限る。）を整備するものとする。

#### (2) 給水設備

給水設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な水を確保する受水槽又は地下水利用のための設備）を整備するものとする。

### 4 交付条件

2（2）及び（3）においては、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）又は津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき都道府県知事が公示する津波災害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関であること。

### 第13 DPAT養成支援事業 略

### 第14 医療施設非常用通信設備整備事業 略

### 第15 医療施設浸水対策事業

#### 1 目的

この事業は、医療施設における浸水対策の充実・強化を図ることにより、洪水等の発生時においても必要な医療が受けられる体制を確保することを目的とする。

#### 2 事業の実施主体

- （1）国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所の開設者とする。
- （2）救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、地域医療支援病院及び特定機能病院の開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとする。）。

#### 3 事業内容

##### （1）止水板等の設置

建物内への浸水を有効に防止できる場所に止水板等（浸水に耐える材質で、取り外し、移動又は開閉が可能なもの）を設置するものとする。

##### （2）医療用設備の移設

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき国土交通大臣、都道府県知事、市町村長が公表する想定浸水深（以下「想定浸水深」という。）、又は津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき都道府県知事が公表する基準水位（以下「基準水位」という。）より高い位置に医療用設備（建物と一体として整備を行う必要のある医療用設備に限る）を移設するものとする。

(3) 電気設備の移設

想定浸水深又は基準水位より高い位置に電気設備（受変電設備、自家発電機設備、分電盤、それらに付随する設備機器等）を移設するものとする。

(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置

建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するものとする。

4 交付条件

水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事、市町村長が公表する浸水想定区域、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公表する津波災害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関であること。

第 16 医療施設ブロック塀改修等整備事業

1 目的

この事業は、病院が敷地内に保有する倒壊の危険性があるブロック塀の改修等に必要経費を補助することにより、地震等の発生時における患者や周辺住民への被害を防ぐことを目的とする。

2 事業の実施主体

病院の開設者とする。

3 事業内容 倒壊の危険性があるブロック塀の改修等を行うものとする。